平成２２年（フ）第７９９１号
大阪市西区江戸堀３丁目２番10号　アルフォルス江戸堀101
債務者　寺島　　歩
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１０５号
大阪市都島区都島本通り１―19―26―302、住民票上の住所大阪市旭区赤川４丁目13番10号
債務者　尾﨑麻知子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５０号
大阪府高槻市南芥川町５番８号
債務者　八木　健吏
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０１号
大阪府茨木市大池１丁目10番36号、住民票上の住所大阪府茨木市星見町17番24号
債務者　米倉紀代美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３２３号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ７―609号
債務者　谷口　僚一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３１号
大阪府八尾市栄町２丁目１番21―203号
債務者　佐々木真一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４１１号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目３番23―806号
債務者　長谷川貞子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４８９号
大阪府交野市梅が枝25番301号
債務者　滿永　利男
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４９７号
大阪市淀川区三国本町１丁目４番６号、住民票上の住所徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田432番地245
債務者　大野　良子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５１７号
大阪府高槻市大蔵司１丁目３番13号
債務者　佐藤　久夫
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５３９号
大阪府守口市梶町３丁目19番４号
債務者　佐藤こと　松本　妙美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５６５号
大阪市天王寺区上本町５丁目３番14―607号
債務者　一宮　輝美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５６９号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　本田良平こと　金　　良平
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３９号
大阪市住之江区御崎５丁目18番20号
債務者　杉浦　清美
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５１号
大阪府豊中市刀根山元町11番39号
債務者　北村　啓一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５３号
大阪市平野区喜連西４丁目４番36―302号
債務者　副田　知子（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５４号
大阪府箕面市稲１丁目２番36号
債務者　松田　孝裕
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部